

学校感染症発生時の対応について

- 1 医療機関で学校感染症と診断された場合は、保護者の方は速やかに担任へ電話でご連絡ください。医師から指示された出席停止期間中は、外出を控え、家庭で療養してください。
- 2 医療機関で記入していただく治癒届等は不要です。出席停止期間を経過し、体調が回復したら登校してください。登校時や事前に電話でお子さんの健康状態を教えてください。
- 3 感染症と出席停止期間の基準 *学校保健安全法施行規則

第一種	【感染症の種類】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ 【出席停止期間の基準】 治癒するまで	
第二種	感染症の種類	出席停止期間の基準
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ感染症等を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	*ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。	
第三種	【感染症の種類】 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 【出席停止期間の基準】 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 ※「その他の感染症」：必要がある時に限り、校長が緊急的に措置をとることができる。（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など）	